
種別 : 団体
法人名 : リファインバース株式会社

< 意見 >

当社も権利確定条件付き有償新株予約権(以下、「有償新株予約権」という。)を発行した企業の1社であります。同取引について、現金を対価として受け取り新株予約権を付与する取引と理解して行っており、この提案には同意いたしません。

< 理由 >

本件テーマを検討する理由について理解できないため

当社は、有償新株予約権に関して、以下の手続きをもって発行いたしました。

顧問弁護士に相談し、有償新株予約権の法的検討を経た上で手続きを行いました。

顧問税理士に相談し、有償新株予約権の税務上の取り扱いの確認を行いました。

第三者評価機関に有償新株予約権の価値評価報告書を依頼し取得しました。

監査法人に対し、有償新株予約権の公正価値、法的性質を説明したうえで
会計処理を説明し確認いただきました。

法律上新株予約権の公正価値相当額を払い込んで発行する制度であるため、付与対象者に財産上の利益を付与するものではなく、よって役員報酬決議の対象にならないとされているかと存じます。

公正価値に関しては、第三者評価機関と慎重に議論し、オプション価値評価理論により算定した結果をもって検討しました。

会社と付与対象者相互に受け取る経済的利益は、払い込む現金と新株予約権とが同等であり、

相互にその他の経済的利益は存在しないものと理解しております。

監査法人とも、有償新株予約権の性質について議論を行い、「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に基づく会計処理に関して適正意見ももらっております。

他社事例を見ても承知する限り当社と同様の会計処理をしているものと理解しております。

このように法律面、税務面で検討を行い理解が整合的になっている中、「「ストック・オプション等に関する会計基準」の適用対象となるのかについて、必ずしも明確ではないと考えられるため、会計処理の明確化のニーズが高いと考えられる。」と、新規テーマとして検討されることになったことは理解できません。

上記、定着していると考えられる解釈をあえて変更する必要性や問題点等が明確になっておらず、当該取引を報酬として取り扱うという結論ありきの議論に思えます。

上記のとおり、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引はストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当しないと理解しており、よって質問2から質問4についても、提案には同意いたしません。

< 質問 >

従来会計処理が適正であるとされてきたにも関わらず、解釈を変更する理由は何でしょうか。

会社と付与対象者相互に受け取る経済的利益は、払い込む現金と新株予約権とが同等であり、相互にその他の経済的利益は存在しない という法律、税務等専門機関の見解ですが、その上で、費用計上を求める根拠は何でしょうか。